

長崎市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和8年3月27日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

令和7年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

原爆被爆対策部
こども部
水産農林部
南総合事務所
出納室
監査事務局
農業委員会事務局
教育総務部
学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
原爆被爆対策部	調査課、援護課、平和推進課、被爆継承課
こども部	こども政策課、大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、子育てサポート課、幼児課、こどもみらい課
水産農林部	水産農林政策課、水産振興課、農林振興課、水産農林整備課、農業センター、水産センター
南総合事務所	地域福祉課、地域整備課、伊王島地域センター、高島地域センター、野母崎地域センター、三和地域センター
	出納室
	監査事務局
	農業委員会事務局
教育総務部	三和公民館、高浜地区公民館、野母地区公民館、川原地区公民館、為石地区公民館
学校教育部	日見小学校、伊良林小学校、上長崎小学校、小島小学校、日吉小学校、戸町小学校、小ヶ倉小学校、矢上小学校、古賀小学校、戸石小学校、愛宕小学校、橘小学校、諏訪小学校、桜町小学校、大浦小学校、高城台小学校、仁田佐古小学校、日吉中学校

第3 監査の範囲

令和6年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

1 重点項目

- (1) 収入事務 諸収入に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 役務費に係る一連の事務手続き
支出したもののうち不用率がもっとも高い事業に係る一連の事務手続き
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和7年9月1日から令和8年2月27日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

(1) 収入事務

- | | |
|----------|------------------------|
| ア 調定事務 | 根拠法令等、調定の手続き |
| イ 徴収事務 | 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理 |
| ウ 現金取扱事務 | 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い |

(2) 支出事務

- | | |
|--------|-----------------|
| ア 支出事務 | 根拠法令等、支出の手続き |
| イ 不用率 | 計画性、効率性及び実績の妥当性 |

(3) 現金等管理事務

つり銭、切手、ICカード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

収入事務に係るもの

1 東長崎地区子育て支援センター過年度分電気使用料における不納欠損処理について [こども政策課]

令和2年に発覚した東長崎地区子育て支援センターの電気使用料の徴収誤り分について、長崎市が子メーターの表示を誤っていたため、子育て支援センターの運営団体には非がなく、令和6年9月議会において債権放棄の議案を提案し、議決された。

しかし、この債権に係る調定手続きを行っておらず、令和6年9月20日に債権放棄の議案が議決された後、令和6年10月1日に調定手続きを行っていた。

地方自治法第 231 条において「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」、同施行令第 154 条第 2 項「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。」、第 3 項「前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。…」とされており、また同施行令第 171 条において「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」とされている。

さらに地方自治法第 240 条第 2 項では「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされており、調定後の債権管理について長がとるべき措置について規定されている。

本件については、上述した一連の債権管理に係る地方自治法及び同施行令の手続きが全く行われていないまま債権放棄に至っている。

また、不納欠損とはすでに調定された歳入で徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いとされていることから、このように不納欠損処理を行うために調定を行うという処理は異例であり、適切な債権管理が行われていなかったと言える。

調定手続きが行われないうままであると、会計上債権額を把握できない状態が続くことになり、不適切な状態が、長崎市が子メーターの表示を誤っていたことが分かってから債権放棄の議案の議決後調定するまで約 4 年続いていた。

今後は法令に基づいた会計処理を行い、適切に債権を管理されたい。

2 母子父子寡婦福祉資金償還金に係る違約金の経理上の処理について

[こども政策課]

母子父子寡婦福祉資金償還金（違約金を含む。）については、財務会計システムとは別の貸付金システムにより債権管理を行っている。

また、財務会計システムでも貸付金システムと一致するように入力処理を行っている。

財務会計システムでは、母子父子寡婦福祉資金償還金に係る違約金の調定処理を年に 1 回、年度末に行っている。

貸付金システムで発行した納付書で納付された違約金は、財務会計システムで収入処理されているが、財務会計システム上の調定額は年度末まで 0 円であった。

違約金の歳入が適時に調定されない場合、こども政策課以外はその歳入について知りえないため、全庁的な債権額について把握することができない。

今後は、調定の意義を確認のうえ適切な会計処理を行われたい。

3 子育て世帯訪問支援利用に係る負担金の私人への収納事務委託について

[子育てサポート課]

子育てサポート課が子育て世帯訪問支援の利用に係る負担金をサービス利用者から徴収しているが、これは出納室が起案した「キャッシュレス決済・コンビニエンスストア納付収納事務委託【単価契約】」によるもので、令和5年7月3日に契約（以下「契約締結日」という。）している。

契約締結日の地方自治法第243条の収納事務の私人委託の制度に基づき、私人への収納事務委託を行っているが、地方自治法施行令により委託できる歳入の種類が限定して規定されている。

契約締結日の同施行令第158条の2では、「その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経済的及び技術的な基礎を有するものとして当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。」とされている。

さらに、歳入の種類において、負担金の収納事務については、「当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。」とされている。

私人への収納事務委託に関し、委託先の基準及び歳入の種類に係る規則が制定されていなかった。

また、行政実例（昭和39年6月11日自治行70）において私人への収納事務委託は再委託できないと解釈されている。

再委託できないと解釈されているため、長崎市、コンビニ事業者、決済代行業者との三者契約により各契約相手方に収納事務を委託する必要があるが、決済代行業者との二者契約としていた。

契約締結日以後に「財務会計システム発行の納付書に係るキャッシュレス決済等への対応について」（令和5年12月8日出納室長及び特別滞納整理室長の連名）という通知が全庁に向けて発出された。

その通知では「令和6年2月より、財務会計システムで発行する原則全ての納付書（※）について、コンビニ収納やスマホ決済（以下「キャッシュレス決済等」という。）が可能となります。」（注釈：※の内容は「納付額30万円超のもの並びに歳計外及び歳出戻入を除く）」とされている。

子育てサポート課はこの通知により自所属の債権も対象となると認識し、納入通知書にキャッシュレス決済等のバーコードを印刷した上で納入義務者へ発送し、コンビニ決済により納付が行われたものである。

なお、この件については、出納室及び特別滞納整理室に監査委員会議において事実確認を行った。

法令に基づいた適正な事務を行われたい。

4 長崎ペンギン水族館の売店使用に係る水道使用料について [水産農林政策課]

長崎ペンギン水族館及びたちばな漁港有料駐車場の指定管理に係る協定書では長崎

ペンギン水族館の「売店・飲食店の運営に関する業務に係る経費については、すべて指定管理者の負担」としている。

このようなことから、光熱水費等の指定管理者の負担分について、指定管理者から報告を受け、長崎市が納入通知書を発行し、指定管理者に納めさせている。

このうち光熱水費等の指定管理者の負担分の水道使用料について、水道使用料の金額の根拠を確認しないまま、調定を行っていたため金額を誤って納付されていた。

また、長崎市は売店・飲食店の運営に関する業務に係る光熱水費を除く光熱水費を指定管理委託料として支払えばよいが、指定管理者が負担すべき水道使用料を指定管理委託料に含め前金払として支払いを行っていた。

地方自治法施行令第 154 条において「地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ」とされているが、歳入の根拠の確認ができていなかった。

収入として、指定管理者が負担すべき水道使用料を受け入れているが、協定書では指定管理者が負担することとなっている水道使用料を一時的とはいえ長崎市が支出した経理事務となっている。

前金払とは、普通地方公共団体がその負担した債務の履行期到来前において、確定した債務に対してその履行をするとされている。

指定管理委託料の指定管理者が負担すべき水道使用料は、確定した債権ではなく、前金払の対象とはならない。

「長崎市公の施設の指定管理制度に関する指針」を十分確認し、指定管理委託料の適正な積算に努められたい。

また、前金払等の特例支出を行う際の関係法令の確認及び調定を行う際の金額の確認について確実に行われたい。

5 市民農園の貸付に係る貸付規程と事務処理について [農林振興課]

長崎市には平山、三重、赤水に市民農園が存在し、市民への貸し付けを行っている。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条では、地方公共団体は貸付規程を添えて農業委員会に提出し、農業委員会の承認を受けたうえで利用者に貸し付けることとなっている。

平山の市民農園については、平成 5 年 3 月に農業委員会の承認を受けたことは確認できたが、平成 13 年 2 月に三重を含めた貸付規程を変更しているが、変更後の貸付規程の農業委員会の承認を受けたことは確認できていない。また、平成 13 年以降、貸付金額が長期間妥当かどうかの確認が行われていない。

赤水の市民農園については、長崎市と琴海町の合併協定書において「市民農園運営は長崎市の制度に統一する。」となっているが、制度が統一されたか確認ができない。

また、平成 25 年 3 月 26 日付け水産農林部長決裁「長崎市市民農園事務取扱」（以下「事務取扱」という。）第 8 条では「既に納入した貸付料は返還しない。ただし、市長

が特に理由があると認めるときは、その貸付料の全部又は一部を返還することができる。」とされている。

特定農地貸付規程例について（平成元年9月元構改B第1015号農林水産省構造改善局長通知）では、賃料の不還付の規定が示されている。

このようなことから、事務取扱ではなく、貸付規程に規定し農業委員会の承認を受けべきものとする。

事務取扱により処理しているものの、次のような不適切な事務が見受けられた。

- (1) 申請書の様式が整備されておらず、かつ、決定通知書も送付されていない。
- (2) 貸付料の調定事務において、4月1日からの利用に係る貸付料の調定を6月以降に行っていた。
- (3) 継続を希望しないという意思を表明した市民にも納入通知書を送付していた。
- (4) 貸付料が納期を3か月以上経過納付されていたが督促を行っておらず、債権管理台帳も作成されていなかった。

以上、貸付料の見直し、貸付料の取扱い等を規定した貸付規程を整備し、農業委員会等と確認のうえ承認を受けるなど適切な手続きを取られたい。

6 野母漁港環境整備施設管理業務委託ほか2件に係る契約について

[南総合事務所地域整備課]

野母漁港環境整備施設管理業務委託ほか2件の契約は、長崎県振興局からの受託業務である。

長崎県振興局から長崎市に支払われる委託料は、いずれの契約も実際に要した経費の半分以下であり著しく乖離していた。

長崎県からの委託料と、実際に施設管理に要した経費が乖離した状態で、委託料で賄えない状態で、平成17年1月の高島町、野母崎町との合併前から長年継続されていることは、長崎市の財政負担を拡大させるものである。

管理業務の委託料の積算の妥当性について、長崎県との協議、見直しを行われたい。

また、当該委託料の調定日を契約締結日である4月1日としているが、本契約は実績精算方式である。

委託料の額は業務完了後の実績報告及び精算により確定するものであることから、収入調定は実績が確定する業務完了日（3月31日）を基準として行われたい。

なお、ほか2件を含む件名、金額については次のとおり。

- ・野母漁港環境整備施設管理業務委託
(実績報告額 798,336 円、長崎県からの委託料 349,000 円)
- ・高島港港湾緑地管理業務委託
(実績報告額 3,095,824 円、長崎県からの委託料 1,408,900 円)
- ・脇岬港港湾緑地管理業務委託
(実績報告額 889,408 円、長崎県からの委託料 365,000 円)

7 野母崎地域センター庁舎使用に係る電気使用料の算定について

[野母崎地域センター]

庁舎の一部を映像・通信サービス用機器の設置場所として使用している業者の電気使用料について、子メーターにより使用料を算出しているが、当該子メーターには検定証印等が付されておらず、有効期限を確認できない状況であった。

さらに当該子メーターは2009年製造であり、既に有効期限を経過している可能性が高い。

検定証印等のない計量器や有効期限切れの計量器を取引又は証明に使用することは計量法により禁止されていることから、適正な計量器への早急な交換等、必要な措置を講じられたい。

8 令和6年度庁舎使用に伴う経費分担金の請求について [野母崎地域センター]

野母崎地域センターの一部を事務所として使用していた一般財団法人長崎市野母崎振興公社は令和7年3月31日に解散し、同年6月18日に清算終了している。

令和7年3月1日から解散日である令和7年3月31日までに発生した光熱水費負担金は、清算人により債務として確定され、清算手続の中で最終精算されるべきものであった。

しかしながら、令和7年3月分の光熱水費については、実額が未確定であることを理由に、同年2月までの過去11か月分の平均額を用いて算定し、これをもって最終的な負担額として令和7年3月に収納していた。

この取扱いは、法人解散後における債務確定および清算の法的枠組みに沿わず、実際の使用実績に基づかない金額で清算を完了させたものであり、歳入処理として不適当である。

支出事務に係るもの

1 「長崎クスノキプロジェクト」動画放映業務に係る契約について [被爆継承課]

「長崎クスノキプロジェクト」動画放映業務については、動画の放映という役務の提供を受けるものであり、業務委託に該当しないと整理しながら、契約検査課が作成している業務委託用の契約書約款をそのまま使用している。

業務内容から監督職員は必要ないとして置いていないが、契約書第6条（監督職員）の条項を見ると、監督職員を置かないときはその権限は発注者に帰属するとあり、この条項から監督職員を置く必要があると解される。

また、業務委託用の契約書約款をそのまま使用したため、印紙税法上の第2号文書（請負に関する契約書）として収入印紙を貼付させている。

契約書に記載する事項については発注する業務に即した内容とし、収入印紙の貼付についても発注する業務の内容に応じて適切な指示を行われたい。

2 伊王島情報発信サイトドメイン・サーバー更新手数料に係る支出年度及び支出方法の誤りについて [伊王島地域センター]

更新手数料に係る支出年度及び支出方法を確認したところ、次の不適正な事例が見受けられた。

適正な支出となるよう契約方法を整理されたい。

(1) 支出年度

伊王島情報発信サイトドメイン・サーバー更新手数料のうち、サーバー使用料及びドメイン管理費用は、令和7年度に係る費用であり、支出の原因である事実の存する期間は令和7年度であるが、令和6年度予算から支出していた。会計年度独立の原則により令和6年度に契約を行うことはできない。

(2) 支出方法

サーバー使用料及びドメイン管理費用を利用期間終了前に契約金額の全額を支出していた。これらは、地方自治法施行令及び長崎市会計規則に規定する前金払できる経費には該当せず、履行期間終了前に支出することはできない。

3 地域センターにおけるキャッシュレス決済に係る契約について

[三和地域センター]

キャッシュレス決済の利用に伴う契約内容を確認したところ、次の不適正な事例が見受けられた。

適正な契約となるよう整理されたい。

(1) 契約書における記名押印

本契約については、市が事業者のキャッシュレス加盟店規約の内容に同意して申し込みを行い、キャッシュレスサービス加盟店規約（以下、「規約」という。）及び加盟店規約に関する覚書を契約書として取扱っていたが、規約には両者の記名押印がなかった。

長崎市契約規則第28条第2項の規定により、契約は契約の当事者がともに当該契約書に記名押印又は電子署名をしなければ確定しない。

(2) 自動更新条項の設定

規約には、期間満了の3か月前までに双方意義を申し出ないときは更に1か年更新するという次年度における契約の継続を約束する自動更新条項が設定されていた。

単年度予算主義の原則から、複数年度に渡る支出を担保するためには債務負担行為の設定等の予算措置を行わなければならない。

(3) 決済手数料の料率

規約により、決済サービスの種類ごとに決済手数料として申込書に定める料率によって計算される額を支払う必要があるが、申込書記載の料率と見積書記載の料率に一部異なるものがあった。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 予算の適正化について

(1) 補助金の支出

長崎市が補助金を支出し、事務局を担う団体の預金通帳を確認したところ、数百万円を超える繰越金が生じている事案が見受けられた。

長崎市補助金等交付に係るガイドライン（平成31年4月作成）においては、「団体の決算において、多額の繰越金がある場合や毎年度繰越金が増加している場合については、補助金の必要性を十分に検討する。」と明記している。

補助金は、特定の目的を達成する目的で交付されるものであるため、団体への交付の際には、補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有していないか確認するなど実態に応じた積算・査定により適正な支出とされたい。

また、年度当初に年間の補助額数千万円を一度に支出している事例があった。

高額な補助金の支出の際には、団体の事業計画により分割して支出するなど、団体の預金通帳に高額な預金が滞留しない方策を検討されたい。

(2) 受託する業務の契約金額

収入事務において、「6 野母崎漁港環境整備施設管理業務委託ほか2件に係る契約について」のとおり、当該業務を適正に履行するために要する費用に対し過少な金額で長年長崎県と契約しており、適正な積算で業務委託を行うため不足する費用を長崎市が負担している事案があった。

適正な積算による委託料で長崎県と契約されたい。

なお、(1)、(2)について同様の事案の有無を全庁的に確認し、適正な事務処理とされたい。

2 事務処理の誤りについて

収入事務における調定時期の誤り、業務の施行及び契約締結伺における起案内容の誤記や記載漏れなど、事務処理誤りの指導事項が散見された。

起案・審査・決裁の過程で果たされるべき、誤謬防止のための確認・是正がまったく機能しておらず、形骸的な事務決裁手続きとなっている。

これは、決裁に関わる職員の処理すべき事務に対する理解と確認が不足していると言わざるを得ない状況である。

また、支出負担行為決議書及び支出命令書により債務確定を審査する際に、是正させるべき事務処理の誤謬が見逃されている状況である。

住民サービスや市政への信頼に影響を及ぼす恐れがあることから、決裁の過程における確認を徹底し、厳正な審査を行われたい。

3 収入における経理処理について

定期監査で収入事務を監査するにあたり、調定行為を行っていないなど、不適切な事務処理が行われていたが、これは収入事務に関する基礎的な知識が欠如していると考えられる。

調定とは収入事務の始まりであり、収入の意思決定にあたり各項目の調査確認を正確に行うことで、債権を管理し、決算の誤り等を未然に防ぐことができるため、重要な意義を有している。

しかしながら、調定の審査確認については会計管理者の権限ではないとされているため、出納室の審査を受けることがない。

そのため、調定事務を行う所属だけでの確認となっており、誤った事務処理が正される機会が少ない。

収入事務に関する研修等を通じ、正しい事務処理について指導されたい。

なお、同様の事案の有無を全庁的に確認し、適正な事務処理とされたい。

4 調定時の収入の根拠の確認について

収入の根拠が不明確な事例、長期間にわたり金額の見直しが行われていない事例が多数見受けられた。

施設使用の際に利用者から徴収する光熱水費負担金などは、子メーターや面積按分などにより算定する方法をマニュアル化し、統一的な取り扱いとするよう工夫されたい。

5 子育てサポート課への指摘事項に係る契約事務等について

子育てサポート課の収入事務について指摘を行ったが、契約事務及び制度に係る周知は、出納室及び特別滞納整理室が行ったものである。

これは、歳入に係る各所属及び市民に誤った認識を与え、法令に違反する内容の事務となり、次の不適正な事例が見受けられた。

- (1) 法令上の整理や認識が不十分であった。
- (2) 収納事務委託の導入に際し、対象となる歳入の把握が不十分であった。
- (3) 施行伺の内容と庁内・市民に周知した内容が異なっていた。
- (4) 委託した業務が仕様書どおりに履行されているか検査を行っていなかった。

令和8年度以降の契約においては、納入義務者の利便性を考慮しつつ、法令に基づいた適正な契約事務を執り行われたい。